

研究開発独立行政法人をめぐる最近の動き

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力
の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律
(研究開発力強化法) の概要

平成20年10月
内閣府政策統括官
(科学技術政策・イノベーション担当)



1. 研究開発力強化法提案の背景①

- ▶ 諸外国において、イノベーションの創出による国際競争力の強化のため、科学技術の発展に必要な研究開発システムの改善のための法整備が行われるとともに、研究開発投資の拡大が活発化。

研究開発力強化に係る諸外国の主な動き

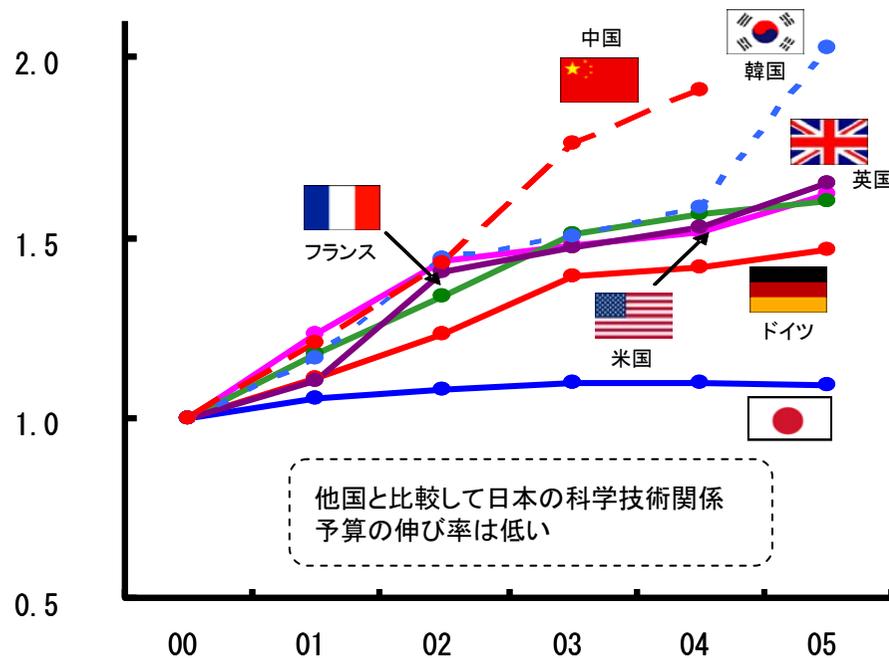
米国	<p>「競争力強化法」(2007年) 米国の競争力優位を確実なものとするため、国立科学財団(NSF)、国立標準技術研究所(NIST)、エネルギー省科学局などの科学技術予算の大幅な増による研究開発の推進や理数教育の強化、ハイリスク研究の促進などを図る包括的なイノベーション推進法。</p>
中国	<p>「国家中長期科学技術発展計画」(2006年) ※2020年までの長期ビジョン 自主革新(イノベーション)型国家、「科学技術強国」を目標 数値目標: R&D費の対GDP比を2.5%に(現在の約2倍)</p> <p>「中国科学技術進歩法」の改正(2007年) 大型設備の導入や、海外にいる優れた研究者の帰国優遇措置など</p>
英国	<p>「イノベーション・大学・技能省」の設立(2007年) 教育技能省、貿易産業省を再編。世界最高水準の研究基盤の構築。 高等教育から科学技術振興、イノベーション創出までを一貫して担当。</p>
EU	<p>第7次フレームワークプログラム(FP7)(2007-2013年) FP6と比較して、研究資金を41%増額(50億ユーロ/年 ⇒ 72.1億ユーロ/年) ※FP: 欧州連合域内に研究資金を提供するための仕組み。研究支援を通じ、欧州の雇用、競争力並びに生活水準の向上に資することを目的。</p>

1. 研究開発力強化法提案の背景②

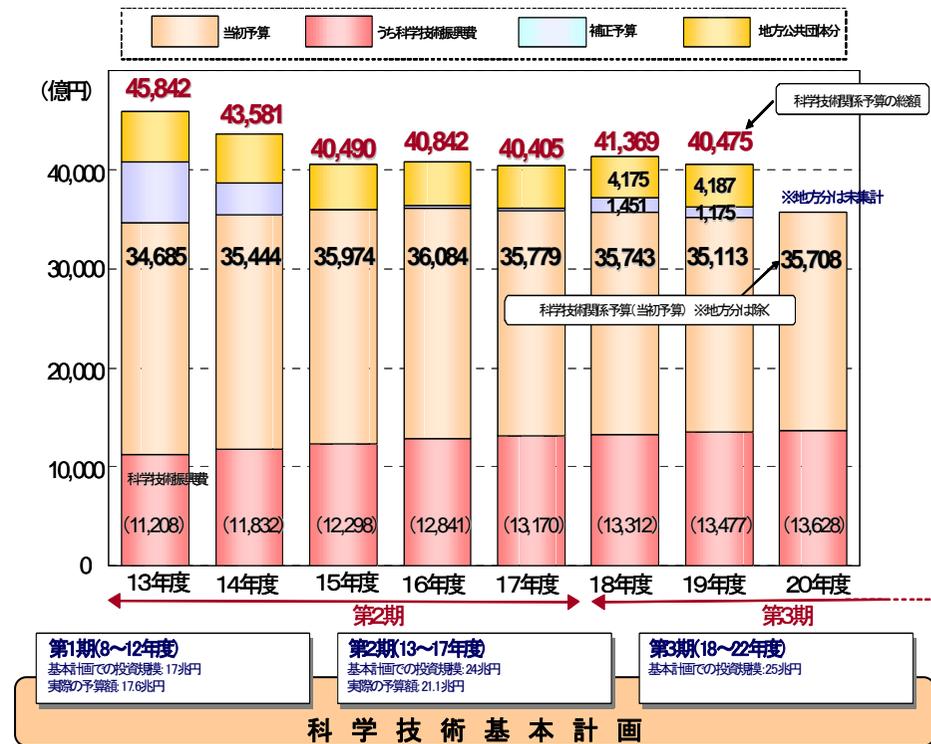
➤ 国際的な競争が激しくなる中で、資源に乏しく少子高齢化が進展する日本が、国際競争力を維持し、活力ある社会・経済を実現するためには、研究開発力の強化が必要。

主要国の科学技術関係予算の比較

(2000年の予算額を1として規格化)



日本の科学技術関係予算の推移



- 海外各国が科学技術予算の増加を図る中で日本の科学技術予算の伸びは鈍化
- 日本も更なる「予算増」が必要ではあるが、厳しい財政事情を考慮すると大幅な増は難しい状況
- ⇒ 研究開発のために投じた国費を最大限活用し、より多くの優れた成果を創出し、国際競争力を強化するための環境整備が必要

2. 研究開発力強化法の概要①

➤ 成立経緯

- ・平成20年5月29日の参議院内閣委員会に、自由民主党・公明党・民主党の3党の議員から共同提案
- ・6月5日の衆議院本会議で可決成立

➤ 目的（第1条）

国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的な推進を図ることが喫緊の課題であることにかんがみ、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体並びに研究開発法人、大学等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進のために必要な事項等を定めることにより、我が国の国際競争力の強化及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

➤ 基本理念（第3条第1項）

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進は、研究開発等の推進のための基盤の強化を図りつつ、科学技術の振興に必要な資源を確保するとともに、それが柔軟かつ弾力的に活用され、研究開発等を行う機関及び研究者等が、これまでの研究開発の成果の集積を最大限に活用しながら、その研究開発能力を最大限に発揮して研究開発等を行うことができるようにすることにより、我が国における科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出を図ることを旨として、行わなければならない。

2. 研究開発力強化法の概要②

➤ 法の対象

国、地方公共団体、研究開発法人、大学、研究開発を行う事業者 等

※ 研究開発法人の定義(第2条第8項)

「研究開発法人」とは、独立行政法人であって、研究開発等、研究開発であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表に掲げる。

研究開発法人(32法人)

(独) 沖縄科学技術研究基盤整備
機構

(独) 情報通信研究機構

(独) 酒類総合研究所

(独) 国立科学博物館

(独) 物質・材料研究機構

(独) 防災科学技術研究所

(独) 放射線医学総合研究所

(独) 科学技術振興機構

(独) 日本学術振興会

(独) 理化学研究所

(独) 宇宙航空研究開発機構

(独) 海洋研究開発機構

(独) 日本原子力研究開発機構

(独) 国立健康・栄養研究所

(独) 労働安全衛生総合研究所

(独) 医薬基盤研究所

(独) 農業・食品産業技術総合研究
機構

(独) 農業生物資源研究所

(独) 農業環境技術研究所

(独) 国際農林水産業研究センター

(独) 森林総合研究所

(独) 水産総合研究センター

(独) 産業技術総合研究所

(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源
機構

(独) 新エネルギー・産業技術総合
開発機構

(独) 土木研究所

(独) 建築研究所

(独) 交通安全環境研究所

(独) 海上技術安全研究所

(独) 港湾空港技術研究所

(独) 電子航法研究所

(独) 国立環境研究所

2. 研究開発力強化法の概要③

➤ **法の全体構成**（法は7章48条及び附則により構成）

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 研究開発等のための基盤の強化

第1節 科学技術に関する教育の水準の向上等（第9条－第11条）

第2節 若年研究者等の能力の活用等（第12条－第14条）

第3節 人事交流の促進等（第15条－第18条）

第4節 国際交流の促進等（第19条－第23条）

第5節 研究開発法人における人材活用等に関する方針等（第24条）

第3章 競争の促進等（第25条－第27条）

第4章 国の資金により行われる研究開発等の効率的推進等

第1節 科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分等
（第28条－第30条）

第2節 研究開発法人及び大学等の研究開発能力の強化等（第31条－第33条）

第3節 研究開発等の適切な評価（第34条）

第5章 研究開発の成果の実用化の促進等

第1節 研究開発施設等の共用の促進等（第35条－第37条）

第2節 研究開発の成果の実用化等を不当に阻害する要因の解消等
（第38条－第46条）

第6章 研究開発システム改革に関する内外の動向等の調査研究等（第47条）

第7章 研究開発法人に対する主務大臣の要求（第48条）

附則

3. 研究開発法人の業務に関連する主な内容①

《条文の一部抜粋又は要約》

第1章 総則

第6条(研究開発法人の責務等)

研究開発法人は、基本理念にのっとり、その研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に努める。

第2章 研究開発等の推進のための基盤の強化

第12条(若年研究者等の能力の活用等)

研究開発法人は、研究開発等の推進における若年研究者等(若年者、女性及び外国人である研究者等)の能力の活用を図るよう努める。

第13条(卓越した研究者等の確保)

研究開発法人は、海外の地域における卓越した研究者等の処遇等を勘案し、必要に応じて、卓越した研究者等の給与について他の職員の給与水準に比較して必要な優遇措置を講ずること等により、卓越した研究者等の確保に努める。

第15条(人事交流の促進)

研究開発法人は、研究者等が事業者と共にその研究開発の成果の実用化を行うための休暇制度を導入すること、その研究者等が研究開発法人と国立大学法人等との間で転職をしている場合における退職金の算定の基礎となる在職期間についてそれぞれの法人における在職期間を通算すること、その研究者等に退職金の金額に相当する金額を分割してあらかじめ毎年又は毎月給付することその他の研究開発等に係る人事交流の促進のための措置を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること等により、その研究開発等に係る人事交流の促進に努める。

3. 研究開発法人の業務に関連する主な内容②

《条文の一部抜粋又は要約》

第24条(研究開発法人における人材活用等に関する方針等)

- ・ 研究開発法人は、内閣総理大臣の定める基準に即して、人材の活用等に係るものに関する方針(人材活用等に関する方針)を作成しなければならない。
- ・ 人材活用等に関する方針は、
 - ① 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項
 - ② 卓越した研究者等の確保に関する事項
 - ③ 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項
 - ④ その他人材の活用等に係るものに関する重要事項について定める。
- ・ 研究開発法人は、同方針に基づき、その人材の活用等に係る研究開発等の推進のための基盤の強化を図る。

第3章 競争の促進等

第27条(独立行政法人への業務の移管等)

- ・ 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る業務の全部又は一部を独立行政法人に移管することが公募型研究開発の効率的推進に資すると認めるときは、可能な限り、これを独立行政法人に移管する。
- ・ 公募型研究開発に係る業務を行う独立行政法人は、その完了までに数年度を要する公募型研究開発を委託して行わせる場合において、可能な限り、数年度にわたり研究開発を行わせる契約を受託者と締結すること等により公募型研究開発に係る資金の効率的な使用が図られるよう努める。

3. 研究開発力法人の業務に関連する主な内容③

《条文の一部抜粋又は要約》

第4章 国の資金により行われる研究開発等の効率的推進等

第29条(会計の制度の適切な活用等)

研究開発法人は、国の資金により行われる研究開発等の効率的推進を図るため、国の資金により行われる研究開発等において、研究開発等に係る経費を翌年度に繰り越して使用することその他の会計の制度の適切な活用を図るとともに、その経理事務の合理化を図るよう努める。

第31条(事業者等からの資金の受入れの促進等)

- ・ 国は、研究開発法人及び大学等の事業者との連携を通じた研究開発能力の強化並びにこれらの経営努力の促進等を図るため、事業者等からの資金により行われる研究開発等が国の資金により行われる研究開発等とあいまってこれらの研究開発能力の強化に資するものとなるよう配慮しつつ、これらによる事業者等からの資金の受入れ及び事業者等からの資金により行われる研究開発等の促進に必要な施策を講ずる。
- ・ 研究開発法人は、事業者等からの資金により行われる研究開発等の推進に努める。

第33条(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の運用上の配慮)

研究開発法人の研究者に係る簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第53第1項の規定の運用に当たっては、同法の基本理念にのっとり研究開発法人の運営の効率化を図りつつ、研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率的推進が図られるよう配慮しなければならない。

3. 研究開発力法人の業務に関連する主な内容④

《条文の一部抜粋又は要約》

第5章 研究開発の成果の実用化の促進等

第35条(研究開発施設等の共用及び知的基盤の共用の促進)

研究開発法人は、その保有する研究開発施設等及び知的基盤のうち研究者等の利用に供するものについて、可能な限り、広く研究者等の利用に供するよう努める。

第39条(国の資金により行われる研究開発に係る収入及び設備その他の物品の有効な活用)

国は、研究開発の成果の実用化等のため、国の資金により行われる研究開発に係る収入及び設備その他の物品の取扱いについて、これらが、当該研究開発の成果の実用化及び更なる研究開発の推進に有効に活用されるよう配慮する。

第7章 研究開発法人に対する主務大臣の要求

第48条(研究開発法人に対する主務大臣の要求)

主務大臣は、個別法に基づき、必要な措置をとることを求めることができるもののほか、研究開発等に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるとき又は災害その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体若しくは財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

3. 研究開発力法人の業務に関連する主な内容⑤

《条文の一部抜粋又は要約》

附則

第6条(検討)

政府は、この法律の施行後3年以内に、更なる研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進の観点からの研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、研究開発システムの改革に関する内外の動向の変化等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国会での決議について

(参考)

○我が国の研究開発力強化に関する決議（平成20年5月29日参議院内閣委員会）

政府は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

1. 我が国の研究開発力の強化に当たっては、独創的・基礎的な研究活動及び教育活動を実施する大学の基盤の強化を図るため、国立大学法人運営費交付金や私学助成を確実に措置すること。
2. 国際的な頭脳獲得競争の中で、我が国の研究開発力の強化を図るためには、その基礎となる優れた研究人材の養成・確保を図ることが不可欠であり、研究人材に係る適切な人件費の確保、女性研究者や外国人研究者のための研究環境整備に努めること。
3. 我が国の研究開発を効率的に推進する観点から、国の資金による研究開発にかかる収入や購入研究機器等については、その積極的な活用が図られるよう制度面・運用面での改善を図ることが重要である。
その際、我が国の研究開発における民間企業の果たす役割の重要性に鑑み、これら機器が広く民間企業にも共用されるよう十分配慮すること。
4. 研究開発法人における外部資金の積極的な受け入れを促進する観点から、研究開発法人における自己収入増大に向けた経営努力については、毎年度の運営費交付金の算定に際して、経営努力を積極的に評価し、更に促すよう適切な対応を図ること。
5. 我が国の研究開発力強化のためには、技術士等の人材の有する技能及び知識の有効な活用及び継承が非常に有効であることを踏まえ、その積極的な活用・推進に努めること。
6. 研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議の検討においては、研究開発の特殊性、優れた人材の確保、国際競争力の確保などの観点から最も適切な研究開発法人の在り方についても検討すること。
7. 国際競争力の確保の観点から、特許その他の知的財産に係る審査等の手続きについて、迅速かつ的確に行うための審査体制のさらなる充実・強化その他必要な施策を講じること。

右決議する。

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する法律案に対する付帯決議（平成20年6月4日衆議院文部科学委員会）：上記決議と同内容